

# タスクシフト/シェアに関する 厚生労働大臣指定講習会に ついて

一般社団法人広島県臨床検査技師会 会長 森田益子



# 【法令改正までの経緯】

- 令和3年5月 28 日付けで「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が公布された
- 改正の趣旨は、良質かつ適切な医療を効率的に提供するという観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種の専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めることである。

医療関係職種の業務範囲の見直しが必要となり、**臨床検査技師**、診療放射線技師、臨床工学技士、救急救命士に関する法律の一部改正は令和 3 年 10 月 1 日から施行された。



# 改正の概要

## < I. 医師の働き方改革 >

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等（医療法）  
【令和6年4月1日に向け段階的に施行】

医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始（令和6年4月1日）に向け、次の措置を講じる。

- ・ 勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成
- ・ 地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設
- ・ 当該医療機関における健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等



## <Ⅱ. 各医療関係職種の専門性の活用>

1. **医療関係職種の業務範囲の見直し**（診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法）【令和3年10月1日施行】

タスクシフト/シェアを推進し、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう、**各職種の業務範囲の拡大等**を行う。

2. 医師養成課程の見直し（医師法、歯科医師法）【①は令和7年4月1日／②は令和5年4月1日施行等】 ※歯科医師も同様の措置

①共用試験合格を医師国家試験の受験資格要件とし、②同試験に合格した医学生が臨床実習として医業を行うことができる旨を明確化。



## <Ⅲ. 地域の実情に応じた医療提供体制の確保>

1. 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け（医療法）【令和6年4月1日施行】

医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。

2. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律）【令和3年4月1日施行】

令和2年度に創設した「病床機能再編支援事業」を地域医療介護総合確保基金に位置付け、当該事業については国が全額を負担する

こととするほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置を講じる。

3. 外来医療の機能の明確化・連携（医療法）【令和4年4月1日施行】

医療機関に対し、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設等を行う。

<Ⅳ. その他> 持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長【公布日施行】



# 【現行制度上実施可能とした業務18行為】

## 主な場面 病理検査室

手術検体等に対する病理診断における切り出し

所見の下書きの作成 <生検材料標本、特殊染色標本、免疫染色標本等>

画像解析システムの操作 デジタル病理画像のスキャナー取り込み取り込んだ画像データの管理デジタル病理画像管理機器装置の調整

病理診断書のダブルチェック <誤字脱字、左右や臓器記載違い等>

病理解剖

注：保健所長に解剖実施の許可を受けて臨床検査技師が実施可能。厚生労働大臣より死体解剖資格の認定を受けている場合は、保健所長の許可を受けることな実施可能



# 【現行制度上実施可能とした業務18行為】

## 主な場面 検査室

血液製剤の洗浄・分割  
血液細胞(幹細胞等)・胚細胞に関する操作

検査にかかる薬剤を準備して、患者に服用してもらう  
・糖負荷試験にかかるブドウ糖液を患者に渡して服用してもらう  
・気道可逆性検査(呼吸機能検査)にかかる気管支拡張剤を患者に吸入してもらう  
・脳波検査にかかる睡眠導入剤を患者に渡し服用してもらう  
・尿素呼気試験の尿素錠を患者に渡し服用してもらう

負荷心電図検査等の生理学的検査実施前に患者に装着されている生体情報モニターの血圧や酸素飽和度などのバイタルサインを確認し、医師等と事前に取り決められた範囲の値になっているかどうかを確認し、検査を実施が可能かどうかを確認する

細胞診や超音波検査等の検査所見を報告書に記載し、担当医に交付、担当医は、報告書内容を確認し、診断を行う。



# 【現行制度上実施可能とした業務18行為】

## 主な場面 検査室・病棟

### 超音波検査

注：身体に挿入して行う超音波検査を実施するに当たっては、養成機関や医療機関等において必要な教育・研修等を受けた臨床検査技師が実施することともに、医師は、当該超音波検査を実施する臨床検査技師が安全に実施できる技術を有するかを十分確認の上、指示すること。

生理学的検査(省令第1条の2)実施の際の口腔内からの喀痰等の吸引

輸血実施後、副作用出現の有無の観察、異変出現時、医師等への状況報告

持続陽圧呼吸療法導入の際に行う陽圧の適正域を測定する検査

<脳波、心電図、呼吸の気流を検知するフローセンサー、いびき音を拾うマイクロフォン、胸壁・腹壁の拡張を検知する圧センサーの装着・脱着>

医師の説明等の前後に輸血に関する定型的な事項や補足的な説明と同意(輸血療法や輸血関連検査の意義・解釈、輸血のリスクなど)

- ・医師と患者、家族等が十分な意思疎通をとれるよう調整
- ・輸血承諾書への署名を求め受領

病棟・外来における採血業務(血液培養を含む検体採取)



# 【現行制度上実施可能とした業務18行為】

## 主な場面 救急室

救急救命処置の場において、医行為に含まれない補助行為の実施  
<生理学的検査・採血、検体検査、検査室への搬送・血圧測定 など>

## 主な場面 外来・医療機関外

健診等で行う接触を伴わない簡易な視力測定・眼圧測定

## 主な場面 血管造影室

心臓・血管カテーテル検査、治療における超音波検査や心電図検査、血管内の血圧の観察・測定等、直接侵襲を伴わない検査装置の操作



# 【法令改正を伴う8行為】

	業務内容	法令改正
1	採血に伴い静脈路を確保し、電解質輸液(ヘパリン加生理食塩水を含む。)に接続する行為	法律事項
2	静脈路を確保し、成分採血のための装置を接続する行為、成分採血装置を操作する行為、終了後に抜針及び止血する行為	
3	超音波検査に関連する行為として、静脈路を確保して、造影剤を接続し、注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血する行為	
4	検査のために、経口、経鼻又は気管カニューレ内部から喀痰を吸引して採取する行為	政令事項
5	消化管内視鏡検査・治療において、医師の立会いの下、生検鉗子を用いて消化管から組織検体を採取する行為	省令事項
6	直腸肛門機能検査(バルーン及びトランスデューサーの挿入(バルーンへの空気の注入を含む。)並びに抜去を含む。)	
7	持続皮下グルコース検査(当該検査を行うための機器の装着及び脱着を含む。)	省令事項
8	運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に係る電極(針電極を含む。)の装着及び脱着	



# 【WEBによる700分の基礎研修】

内容	時間
静脈路確保(末梢静脈路確保)	107分
超音波検査に関連する行為として、静脈路を確保して、造影剤を接続し、注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血する行為	113分
成分採血(アフレーシス)のための行為—静脈路の確保、成分採血装置のプライミングおよび接続・操作、終了後の抜針と止血行為—	96分
持続皮下グルコース検査(当該検査を行うための機器の装着および脱着を含む)に必要な知識・技能・態度	65分
検査のために、経口、経鼻又は気管カニューレ内部から喀痰を吸引して採取する行為	95分
直腸肛門機能検査(肛門内圧検査・直腸バルーン感覚検査)に必要な知識・技能・態度	52分
消化管内視鏡検査・治療において、医師の立ち会いの下、生検鉗子を用いて消化管から組織検体を採取する際に 必要な知識・技能・態度	97分
運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に係る電極(針電極含む)の装着及び脱着	101分

タスク・シフト/シェアに関する厚生労働大臣指定講習会の受講料は日臨技会員15,000円、日臨技非会員40,000円



# 第1回広島県タスクシフト/シェアに関する 厚生労働大臣指定講習会

・ 令和3年12月12日（日） 受付時間：8：30～ 9：00

開始時間：9：00～17：05

広島市医師会看護専門学校（〒733-8548 広島市西区観音本町1丁目1番1号）

グループに分かれ3つのコンテンツをローテーション形式で講習を行います

参加者 60名 実務担当者7名

講師 5名



# 【コンテンツ1(計120分)】

- 講師 広島市医師会看護専門学校 看護師 衛藤智雪先生 荒木真紀先生
- 静脈路確保（採血に伴い静脈路を確保し、電解質輸液（ヘパリン加生理食塩水を含む）を接続する行為）  
実技講習75分（実技動画視聴17分+手技講習）
- 造影剤注入等（超音波検査に関連する行為として、静脈路を確保して、造影剤を接続し、注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血する行為）  
実技講習45分（実技動画視聴15分+手技講習）





# 【コンテンツ2(計120分)】

- ・ 講師

独立行政法人国立病院機構東広島医療センター 看護師頼本奈々先生

地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立安佐市民病院 看護師山崎優介先生

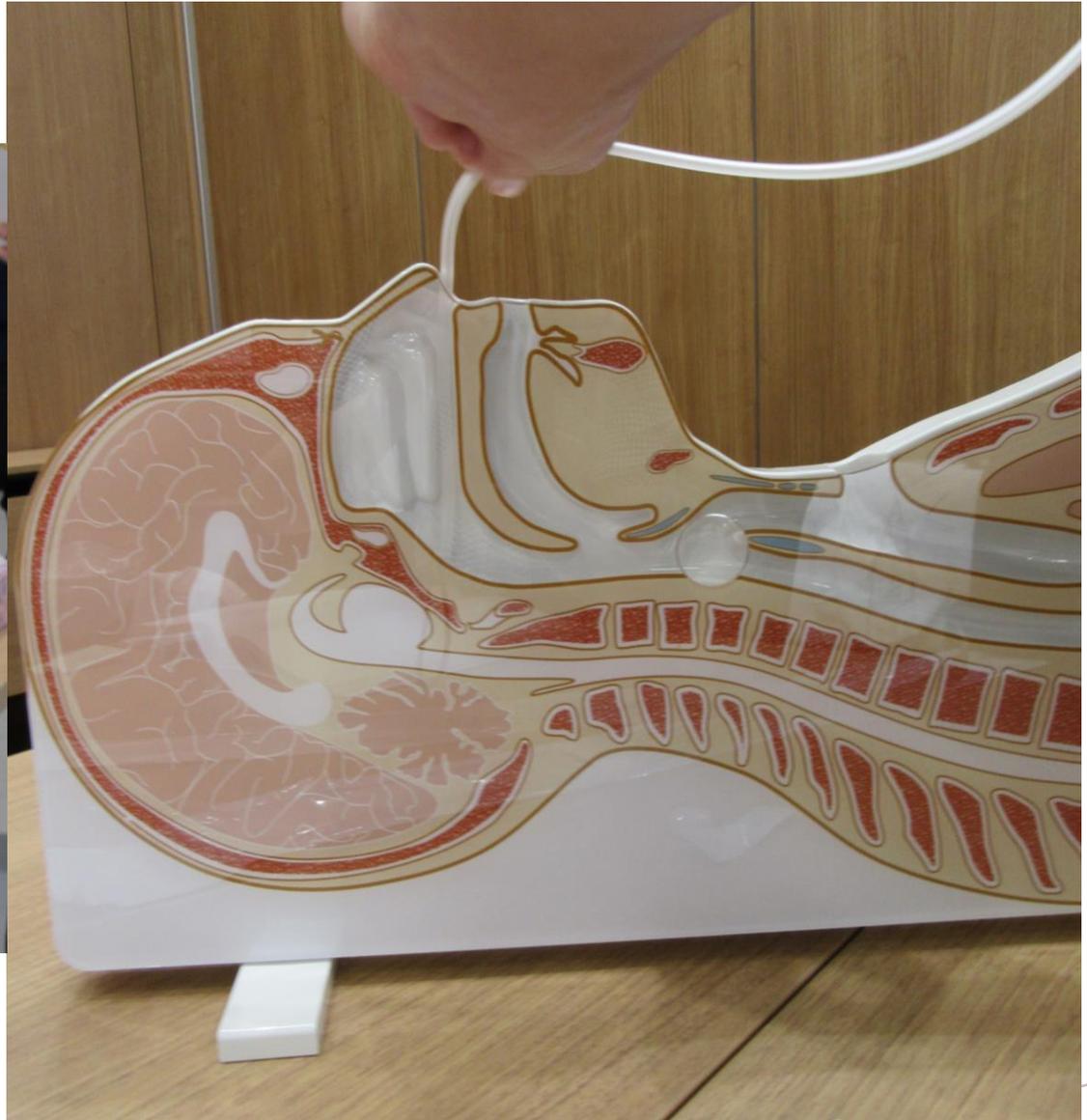
- ・ 皮下グルコース検査持続皮下グルコース検査（当該検査行うための機器の装着及び脱着を含む）

実技講習40分（実技動画視聴16分+手技講習）

- ・ 吸引痰検査のために、経口、経鼻又は気管カニューレ内部から喀痰を吸引して採取する行為

実技講習80分（実技動画視聴10分+手技講習）

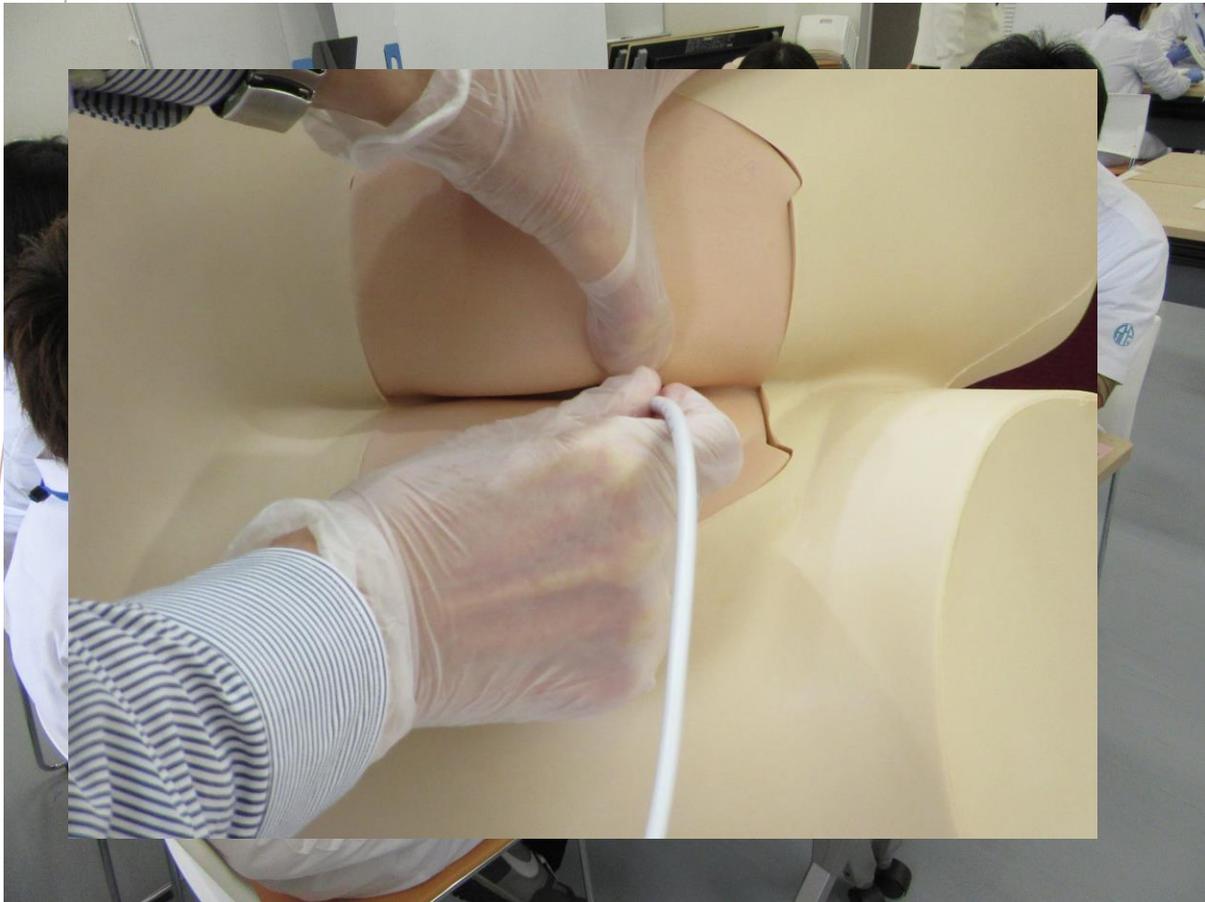




# 【コンテンツ3(計120分)】

- 講師 広島大学大学院医系科学研究科外科学 医師 渡谷祐介先生
- 肛門機能直腸肛門機能検査（バルーン及びトランスデューサーの挿入（バルーンへの空気の注入を含む）並びに抜去を含む。）  
実技講習50分（実技動画視聴14分+手技講習）
- 内視鏡検体採取消化管内視鏡検査・治療において、医師の立会いの下、生検鉗子を用いて消化管から組織検体を採取する行為  
実技講習50分（実技動画視聴11分+手技講習）
- 誘発電位検等運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に係る電極（針電極を含む）の装着及び脱着 実技動画視聴20分





# 【開催予定】

## ・第2回

日時 令和4年4月10日(日) 受付時間:8:30～ 9:00

開始時間:9:00～17:05

場所 広島市医師会看護専門学校

〒733-8548 広島市西区観音本町1丁目1番1号

## ・第3回

日時 令和4年5月15日(日) 受付時間:8:30～ 9:00

開始時間:9:00～17:05

場所 福山市民病院

〒721-8511 広島県福山市蔵王町5-23-1



## 【最後に】

会員の皆様には今回の法令改正の趣旨を確認の上、厚生労働大臣指定講習会については、当該行為の現場での実施の如何に関わらず、国家資格への業務追加であるため、既に資格を有しているすべての臨床検査技師の終了が望まれ、各施設において業務の実践を推進していただきますようお願いいたします。

